

# 沖縄県立特別支援学校高等部(知的) 志願前相談チェックリスト

沖縄県教育委員会

## 目的

- (1) 県立特別支援学校高等部(知的)入学者選抜に係る志願前相談における事前確認を行い、適切な進路選択ができるようにする。
- (2) 生徒、保護者、担任等の関係者が、特別支援学校のことを正しく理解して、希望進路の意思確認につながるようにする。

学校名	氏名	
<input type="checkbox"/>	出願資格	<p>① 知的障害のある者 【療育手帳又は専門医の診断書(知的障害の程度がわかるもの)】 【・特別支援学校:概ね中度・重度 ・高等支援学校等:概ね軽度】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・特別支援学校対象者とならない例(原則)</p> <p>(1) 自閉症・情緒障害特別支援学級、言語障害特別支援学級に在籍している者。</p> <p>(2) 通常学級に在籍し、発達障害(LD・ADHD)、自閉症、情緒障害、言語障害等で通級による指導を受けている者。</p> <p>(3) 軽度知的障害のうち社会適応及び社会生活上特段の支障がない者。</p> <p>(4) 適応指導のみ、日本語指導のみが必要な者。 「参照:R5【教県第1966号】県立特別支援学校対象者の再確認について(通知)」</p> </div> <p>・高等支援学校等に限り、 「知的障害の程度が軽度で、公共交通機関等を利用した自力通学及び自主行動が可能な生徒」</p> <p><b>参考</b> 療育手帳の区分【B2軽度:B1中度:A2重度:A1最重度】(沖縄県HP)</p> <p>② 通学区域内に住所を有する生徒 (高等支援学校等は全県学区)</p> <p>③ <u>受検者本人に入学意思があること</u> ◀ 不本意入学・退学が増えています。本人の意思確認は重要です。</p>
<input type="checkbox"/>	手帳未所持	<p>① 療育手帳の未所持の場合は、知的障害の程度が証明可能な専門医の診断書が必要。 * 知的障害に関しては、早期からの支援が必要とされており、中学後期に知的障害となるのは、通常考えにくい。</p> <p>② 出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。</p>
<input type="checkbox"/>	進路選択	<p>① 特別支援学校だけでなく、多様な学びの場の説明を受けている。 【高校(全日・キャリアアップコース・定時・通信)、高等支援学校等、特別支援学校高等部 など】</p> <p>② 一般入試で高校を受検した者は、第2次募集で高校と特支の併願が可能(選択肢拡大)であることの説明を受けている。◀ 別紙参照「第2次募集の流れ【再確認】」</p>
<input type="checkbox"/>	特別支援学校に係る確認事項	<p>① 卒業時の学歴について ・特別支援学校高等部卒業となります。◀ 『高卒』にはならないことを本人・保護者と確認。</p> <p>② 教育課程について ・知的特別支援学校(高等支援学校を含む)は、高校とは異なる「知的障害の教育課程」が設定されています。 ・各学年の教科等の指導は、生徒の発達段階や特性に応じた学習グループが編成されます。</p> <p>③ スクールバス・寄宿舎の利用について ・特別支援学校におけるスクールバスや寄宿舎の利用は、各学校での検討委員会を経て決定されます。</p> <p>④ 特別支援学校での就職活動について ・卒業時に障害者雇用制度等を活用した就職活動を行います。 ・障害者雇用制度の活用は療育手帳等の所有者が対象となります。</p>
<input type="checkbox"/>	意思確認	<p>上記の説明を受けた上で、 本人、保護者の特別支援学校高等部受検への意思確認、合意形成ができています。</p>